



ニッシン債権回収が中小企業信用機構<8489>株式の変更報告書を提出



中小企業信用機構<8489>について、ニッシン債権回収が2月9日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

報告義務発生日は、2011年2月2日。